

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 7 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、A市に住んでいた昭和36年ごろ、年金関係の集金をしていた近所の知り合いを通じて国民年金に加入した。申立期間の国民年金保険料もこの知り合いへ毎月納付していたと思う。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、A市保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所保管の特殊台帳では、申立期間直後の昭和38年度の国民年金保険料が未納となっている上、特殊台帳には、昭和38年4月、同年7月及び同年10月の各月収納欄に「時効消滅」と押印されながら、社会保険庁の電算記録等では、当該年度の保険料が納付済みとなっていることが確認でき、申立期間直後における保険料納付の記録管理に関し不自然な取扱いがあったことが認められる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和39年8月10日にA市で払い出されていることが確認できるため、この時点では、申立期間のうちの、36年4月から37年6月までの期間は時効により納付できない期間であるものの、残りの同年7月から38年3月までの期間については、必ずしも時効となっていたことが確認できない中、上述した昭和38年度の国民年金保険料と同様に、既に納付済みとなっていたか、又は当該年度分と同時期に納付していた可能性がうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和36年4月から37年6月までの期間につい

ては、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前述のとおり、昭和 39 年 8 月 10 日に払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、この時点では、申立期間のうちの 36 年 4 月から 37 年 6 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の国民年金保険料を集金していたとする知り合いは、既に死亡していることなどから、当該期間における保険料の納付状況等に関する証言が得られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録の訂正を行うことが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から40年12月まで  
② 昭和42年5月から同年8月まで  
③ 昭和48年4月から同年6月まで

私は、勤務先に出入りの保険外交員から国民年金制度について聞いたこともきっかけで、昭和39年8月ごろにA市役所で国民年金に加入した。まず、申立期間①の国民年金保険料は、このうちの昭和37年4月から39年9月までの期間については、同年8月か9月にA市内の郵便局で、残りの期間については、40年12月か41年1月にB県内の郵便局で納めた。さらに、申立期間②の保険料もB県内の別の郵便局で納めたにもかかわらず、申立期間①及び②について未加入、保険料未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間③については、2枚の領収書を持っており二重払いとなっていると思うので保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人が所有する2枚の領収書により、申立人が昭和48年5月7日及び同年12月21日の2回、納付していることが確認できるものの、社会保険庁の電算記録等において、当該期間の保険料相当額が申立人に対して還付された事実は認められない。

一方、申立期間①及び②については、申立人がこれら期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、昭和39年8月ごろにA市で国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、43年3月7日から同年3月12

日までの間に、C市において夫婦連番で払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、社会保険庁の電算記録等を始め、申立人が所有する昭和43年4月22日付発行の国民年金手帳では、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立期間②直後の42年9月1日となっていることが確認できることから、申立人は申立期間①及び②の期間中、国民年金被保険者として保険料を納付できなかったものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②当時居住していた、A市、D市、E市及びF区へ照会したが、申立人がこれら期間に係る国民年金保険料を納付した事跡が認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料は重複して納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月、59年3月及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年2月  
② 昭和45年10月  
③ 昭和59年3月  
④ 昭和59年10月から60年3月まで

申立期間のうちの①、③及び④の国民年金保険料については、金銭管理を任せていた私の妻が納付していたはずである。しかし、社会保険庁の記録では、いずれの期間も私の妻が納付済みとなっている一方で、私だけが未納となっているとのことであった。

これらの期間について、未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、厚生年金保険の加入期間と重複するとの理由で、昭和46年2月15日に還付されたとのことであるが、私は還付された覚えは無く、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所有する申立人及びその妻の国民年金手帳には、申立人及びその妻共に昭和40年2月22日付けの検認印が確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間①、③及び④を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度発足当初の昭和35年11月25日に夫婦連番で払い出されていることが確認できるなど、申立人及びその妻における国民年金保険料の納付意識の高さや年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

さらに、申立人は、申立人の妻が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その妻は、国民年金加入期間について、国民年

金保険料をすべて納付しているとともに、このうちの約10年間は、国民年金に任意加入した上で、保険料納付済みとなっていることが確認でき、申立人のみ未納となっていることは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人が所有する国民年金手帳の記録により、当該期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できるものの、申立期間②は厚生年金保険に加入している期間であることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険事務所の特殊台帳には、申立期間②に係る還付対象期間、還付金額、還付決議日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、このほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月、59年3月及び59年10月から60年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年3月から同年5月まで  
② 昭和58年12月から62年3月まで  
③ 昭和62年7月から63年3月まで

私が20歳になった大学在学中のとき、私の母が国民年金の加入手続きをしてくれた。

申立期間①の国民年金保険料は、その手続きをしたときに納付したと母から聞いている。

また、大学を卒業した昭和56年3月以降には、私は父母が経営していた民宿を手伝っており、申立期間②及び③の保険料については、私の母が、両親と私の3人分を毎月納付していたと母から聞いている。私の父は、地区の区長などの公的な仕事に就いており、立場上、世帯の国民年金保険料を未納とすることは考えられないので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付又は免除申請している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年8月14日にA市で払い出されていることが確認できるとともに、社会保険庁の電算記録では、申立期間①については、申立人がその国民年金被保険者資格を任意加入により取得する前の期間と記録されている。しかしながら、社会保険事務所保管の特殊台帳には、被保険者種別が強制加入から任意加入へ訂正された形跡が見られる上、加入手続きを行ったとしている申立人の母親は、「当時、学生である息子が制度上任意加入であることは知らなかった。」と証言しており、申立期間①については、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行



った時点では、強制加入期間として取り扱われた上で、保険料が収納されていた可能性があり、申立人の被保険者資格の取得日は同年3月31日にさかのぼって国民年金に加入したものと推認される。

さらに、申立期間①については、その保険料を納付したとする申立人の母親を始め、その父親も保険料が納付済みとなっていることから見て、申立人の母親が当該期間について未納のままとしておくことは不自然である。

一方、申立期間②及び③については、申立人の母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、その母親が申立人と両親の3人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているものの、申立人の両親の国民年金保険料の納付記録を見ると、申立期間②については、申立人の母親は全部、父親は一部についてそれぞれ未納となっている期間が認められるとともに、申立期間③については、申立人と同一期間が未納となっていることが認められるため、申立内容を裏付けるには至らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年3月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間及び61年10月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から43年3月まで  
② 昭和61年10月から62年3月まで

私は、昭和43年7月にA市役所の国民年金係の窓口で、「国民年金保険料は2年さかのぼって納付することができる。」と言われ、昭和41年度分を納付し、そのあと42年度分を納付した。また、61年10月から62年3月分については、納付していたと思っていたが、これらの期間が未納とされているので驚いている。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月、6か月とそれぞれ比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間①以降、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料をほぼ納付しており、保険料の納付意識の高さや年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立人は、昭和43年7月にA市役所の国民年金係の担当者から、国民年金保険料は2年さかのぼって納付できる旨の説明を受け、43年7月に41年4月から42年3月までの期間を納付した後、申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その主張のとおり、社会保険庁の電算記録等により43年7月31日に41年4月から42年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる上、その時点で、申立期間①についても過年度納付が可能であったにもかかわらず、未納のままとしておくことは不自然である。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の前後

の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間②についても国民年金保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から51年3月まで  
② 平成5年3月から同年7月まで

私は、A市へ転入した直後の昭和49年4月から飲食店を10年以上続け、国民年金保険料の納付には困っていなかった。

A市役所から納付書が届き、月払いにより、A市役所又は金融機関で納付した記憶がある。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険及び国民年金の切替手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識の高さや年金制度に対する理解の深さがうかがえる。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年2月19日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①の一部となる50年4月から51年3月までの国民年金保険料をA市が収納機関となる現年度納付することは可能であったことから、国民年金の加入時において、同市が現年度分の納付書を発行したと考えるのが自然であり、申立人があえて国民年金の加入手続を行いながら、当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとする特段の事情は見当たらない。

一方、申立期間①のうち、昭和47年4月から50年3月までについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、残る期間も社会保険事務所が収納機関となる過年度納付となり、月払いで納付していたとする申立内容と相違しており、当時、別の国民年金手帳記号番

号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②については、社会保険庁の電算記録では、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が平成 10 年 3 月 3 日に追加されていることが確認でき、その時点では、当該期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から46年3月まで  
② 昭和53年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、亡くなった母が納付していたはずである。申立期間当時において、母が、自分の国民年金保険料のみを納付し、私の分を納めないことはあり得ないと思う。

また、私は、60歳の時、市役所の年金課で年金記録を調べてもらい、市の担当者から「40年満額国民年金保険料を納付している。」と聞いている。

両申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月間と短期間であり、申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間②の前後の期間が納付済みである上、A市保管の国民年金被保険者名簿により、申立期間②直前の昭和52年10月からの国民年金保険料を口座振替により納付していることが確認でき、申立人の生活状況等に大きな変化が認められないことから、申立期間②の3か月のみを未納のままとしておくことは不自然である。

一方、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年4月ごろに払い出されていることが確認できるのみであり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間①の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立期間①については、申立人の母が、当該期間の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとする申立人の母も既に死亡していることから、当該期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年5月、41年3月及び同年4月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を40年5月10日に訂正し、同社C支店における資格取得日に係る記録を41年3月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、40年5月を3万9,000円、41年3月及び同年4月を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年1月頃から同年6月6日まで  
② 昭和40年5月10日から同年6月1日まで  
③ 昭和41年3月28日から同年5月31日まで  
④ 昭和43年2月27日から44年9月12日まで  
⑤ 昭和45年6月30日から47年6月頃

私は、昭和38年1月にA社に入社し、3か月後に係長に昇格して、本店、各支店や関連会社であるD社で営業部長として働いた。その後、D社E支店開設のため、同支店長として赴任し、仲買人等の営業活動を行い、44年9月に退社した。

また、F社については、昭和44年9月から47年6月まで勤務した。

しかし、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。現在、A社等の会社は無く、当時を知る人は誰もいないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③において、申立人に係る雇用保険被保険者記録、申立人が提出したA社における在籍証明書及び当該期間当時、A社の経理担当者であったとする元同僚の証言内容から、申立人が、A社に継続して勤務してい



たことが認められる。

また、A社は、申立期間②及び③において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとしており、かつ、同社の当時の経理担当者であったとする元同僚から、「申立期間当時は、A社は各支店を開設していたころであり、異動に係る事務手続上の遅れから、実際の異動日と厚生年金保険の被保険者資格の取得及び喪失日が異なることもあったかもしれない。」との証言が得られた。

さらに、A社に係る社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票では、申立期間②において申立人と同時期に他支店から異動記録が見られる7人のうち、4人について厚生年金保険被保険者資格取得日をさかのぼって訂正したことが確認でき、また、申立期間③においても同様に、12人のうち、4人について資格取得日をさかのぼって訂正したことが確認できることから、当該事業所では、採用または異動と同時に事業主からの資格取得の届出が適切に行われていなかったことが推認でき、継続して勤務していた申立人に係る異動後の取得届を誤って行ったと考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、申立期間②の標準報酬月額については、A社における当該期間直後の社会保険事務所の記録から3万9,000円とすること、申立期間③の標準報酬月額については、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は昭和46年7月1日に全喪しており、当時の社会保険に係る関係資料が無く、厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等は不明としている。しかしながら、前述した理由から、事業主が社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年5月、41年3月及び同年4月の保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、申立人は、申立人が提出したA社における在籍証明書では、昭和38年1月から44年9月までの間、A社及び関連会社である大成穀物株式会社に勤務していたことはいくつかあるものの、人事記録等のこれら期間に係る勤務を確認できる資料は無く、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保

険者名簿及び被保険者原票では、昭和 38 年 1 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間において、健康保険の整理番号に欠落は無い。

さらに、雇用保険の加入記録では、資格取得日が昭和 38 年 6 月 10 日とされており、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である同年 6 月 6 日と概ね一致するのみで、申立人が当該期間に雇用保険の被保険者となっていたことが確認できない。

加えて、申立期間①当時、経理担当者であった元同僚は、「A社がB支店を開設したのは昭和 38 年 1 月であるが、B支店に係る従業員の新規募集は約半年後の 6 月からである。」と証言している。

次に、申立期間④に関しては、D社はすでに廃業しており、当該期間における申立人の厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することができない。

また、申立人は同僚を覚えていないために、氏名及び住所の特定ができず、証言も得られなかった。

さらに、社会保険事務所保管の被保険者原票によると、申立人の資格喪失日は昭和 43 年 2 月 27 日、健康保険証の返納日は同年 3 月 11 日と記録されている上、D社及びその後の勤務先とされるF社の社会保険事務所保管の両事業所における被保険者名簿には、申立期間中、厚生年金保険の被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号の欠落も無い。

加えて、雇用保険の加入記録では、申立人が昭和 43 年 2 月 26 日にD社を離職し、44 年 9 月 12 日に被保険者資格を取得したとするのみで、申立人が当該期間に雇用保険の被保険者となっていたことが確認できないこと等から、申立人の主張内容を裏付けるまでには至らない。

最後に、申立期間⑤に関しては、F社は既に廃業し、元事業主も既に亡くなっており、また、当時の事務担当者等からも当該期間における申立人の厚生年金保険に係る証言を得ることはできないことから、当該期間の社会保険料控除等の事務処理について確認することができない。

また、申立人は同僚を覚えていないために、氏名及び住所の特定ができず、証言も得られなかった。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人が昭和 45 年 6 月 29 日に離職したとするのみで、申立人が当該期間に雇用保険の被保険者となっていたことが確認できないことから、申立人の主張内容を裏付けるまでには至らない。

このほか、申立人の申立期間①、④及び⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、④及び⑤に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成4年9月までの期間、同年11月から5年5月までの期間、同年11月、6年2月から同年3月までの期間及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年10月から平成4年9月まで  
② 平成4年11月から5年5月まで  
③ 平成5年11月  
④ 平成6年2月から同年3月まで  
⑤ 平成6年5月

私は、昭和63年10月にA市に転入の際、転入手続と同時に国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、A市から郵送されてきた納付書により、月末に銀行で納付していた。

申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和63年10月ごろに国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険庁の電算記録では、申立人の国民年金手帳記号番号の払出処理日を平成6年11月21日としていることが確認できるのみであり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、「A市から送付された納付書により、月末に国民年金保険料を納付していた。」と主張しているが、申立期間②、③及び④の保険料は、国民年金手帳記号番号の払出時点では、社会保険事務所

が収納機関となる過年度保険料となることから、申立内容には不自然な点が見受けられる。

加えて、平成4年10月から6年9月までの期間のうち、保険料が納付された月は、すべて納付期限の時効到来の前月であることが社会保険庁の電算記録で確認できるとともに、申立期間③となる5年11月分は、納付期限の時効後の8年1月に納付されたため、同年12月分に充当処理されていることが確認できることから、その時点では、申立期間③は時効により保険料を納付できない期間であったと推認される。

このほか、申立期間は5回に及び、特に申立期間②から⑤までの期間は近接しており、これだけの回数を行政機関が続けて誤ることは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

私は、会社を昭和59年1月末に退職し、郷里のA市で飲食店を経営していたところ、ラジオのニュースで厚生年金保険の被保険者であった者でも国民年金に任意加入できることを知り、市役所へ加入手続に行った。手続したのは、昭和59年末から60年の寒い時期で、申立期間については2回にわたって納付し、その後は自治会の組長に納付した。

今回「ねんきん特別便」が届き、申立期間が未納になっていたため、A市役所、社会保険事務所に相談したが、納付記録が訂正されなかったことに、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和59年末から60年3月ごろまでの間に国民年金に加入し、国民年金手帳の交付を受けたとしているが、申立人が交付を受けたとする国民年金手帳の記号番号は、社会保険業務センターにおいて、平成元年3月2日に資格取得処理されていることが確認できる。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の平成元年3月30日に、昭和62年1月から3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から提出された2枚の領収書は、平成元年2月20日に

納付された昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料 92,400 円及び元年 7 月 31 日に納付された昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの保険料 88,800 円に係るものであることが確認でき、申立期間と相違している。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から33年4月1日まで

私は、昭和28年3月にA社に入社以来、B社に試用員として採用された33年4月1日まで、途切れることなく勤務したにもかかわらず、同社での厚生年金保険の加入記録は32年10月1日で途切れている。

私は申立期間中、仕事の内容に変化は無く、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について事業主及び同僚に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料及び供述を得ることはできなかった。

また、A社は、昭和21年3月30日から現在まで厚生年金保険の適用事業所となっているものの、社会保険事務所保管の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は当該事業所において28年3月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、32年10月1日に資格を喪失していることが確認できるのみであり、申立期間中に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠落も無い。

さらに、B社提出の申立人に係る履歴表には、申立期間となる昭和32年10月1日からB社の臨時雇用員として採用され、33年4月1日に試用員を命ぜられるまでの記録が確認できる。

加えて、臨時雇用員について、B社に確認したところ、「当時のB社では、

臨時雇用員に対して被用者年金保険加入員の資格は付与されておらず、厚生年金保険には昭和 38 年 10 月から加入させている。」と供述している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 6 月 1 日から 35 年 8 月 24 日まで  
② 昭和 36 年 1 月 2 日から 39 年 6 月 17 日まで

申立期間については、社会保険事務所から脱退手当金が支給されていると言われたが、私はそのような手続をした記憶が全くない。

A社を退職後すぐに、住所地を変更したので、会社が当時の住所地を知り得るはずもなく、書類を私の所に送ることもできないはずである。

申立期間について、脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間②の期間に勤務していた事業所において、申立人の資格取得日前1年間に被保険者資格を取得し、かつ申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後の昭和37年4月から40年6月までの間に資格喪失した脱退手当金の受給資格がある女性30名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、21名に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち17名が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱手 39. 10. 3」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月

後の昭和 39 年 10 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 1 日から 35 年 3 月 1 日まで

私は、A社に昭和 35 年 2 月まで勤務し、3 月の結婚式後にはB市で生活を始め、仕事をしていた。

このため、私は、脱退手当金の請求をした記憶はないので、申立期間について、脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所において、申立人とほぼ同時期に資格取得した脱退手当金の受給資格がある女性 39 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、28 名に脱退手当金の支給記録が確認できることや、厚生年金保険被保険者資格喪失日が申立人と近接している者で申立人と同日に脱退手当金の支給決定がなされている者が確認できること、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後に当たる昭和 35 年 5 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月から同年10月まで

私は、昭和25年2月にA社に入社し、同社において労働保険や社会保険に関する帳簿の作成等も担っていたところ、同年11月1日付けの事業所の社会保険の適用手続の指示を受けたことを記憶している。

しかし、社会保険庁の記録では、私のA社における被保険者期間は、事業所が新規適用された昭和25年11月1日から30年10月12日までの期間ではなく、申立期間について記録が欠けているとのことであった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の元現場責任者の証言内容や、昭和44年3月29日付けで同社が発行した、申立人が25年3月から33年6月まで同社で労働保険及び社会保険に関する業務に従事していた旨の証明書などにより、申立人が申立期間中も途切れることなく当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は既に廃業し、当時の事業主も亡くなっており、申立期間当時の賃金台帳等の書類が無く、厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、社会保険事務所保管のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険被保険者の資格が、昭和25年11月1日から26年6月28日までの期間及び26年11月1日から30年10月12日までの期間で確認できるのみであり、この記録以外に申立期間中に被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠落も無い。

さらに、A社の関係者の証言によると、「当該事業所の事業内容は、季節業務であり、製造終了後は人手を必要としない。」としているところ、社会保険事務所保管の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、現場責任者一人を除く従業員全員が、申立人と同時期ごろ、厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、この証言を裏付けている。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から38年4月1日まで

私は、昭和29年5月からA社に10年程勤務していたが、33年6月に厚生年金保険に加入することができて、うれしく思ったのを覚えている。

しかし、ねんきん特別便により確認したところ、申立期間について厚生年金保険の被保険者資格が喪失となっていることを知り驚いた。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業所保管の労働者名簿により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について事業主及び同僚に照会したところ、事実を確認できる関連資料及び証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁の記録によると、A社は、昭和34年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、38年4月1日に再度新しく別の記号番号で適用事業所となっていることから、申立期間中、当該事業所は適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A社は、新規適用時から現在まで法人格が無く、厚生年金保険法に定める非強制適用業種であることから、申立期間当時、厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたとは認められないため、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による、厚生年金保険の加入記録の訂正の対象とはならないものと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。